

第3編 施策の展開

- 1 健やかに暮らし認め合い支え合うまち
【保健・福祉分野】
- 2 豊かな自然環境と調和した潤いあるまち
【環境分野】
- 3 より安全で安心して暮らせるまち
【防災・安全分野】
- 4 心豊かな人と多彩な文化が輝くまち
【教育・文化分野】
- 5 いきいきと産業が育ち賑わいと活力あふれるまち
【産業・経済分野】
- 6 多様な都市活動を支える快適なまち
【都市整備分野】

1 健やかに暮らし認め合い支え合うまち 【保健・福祉分野】

政策 1-1 安心して子育て・子育てができる環境の整備

基本施策 1-1-1 子育て・子育て環境の整備

		主担当	保健福祉部
111	社会全体で子育て・子育てを支え合いながら、多様なライフスタイルに合わせて安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに育つまちを目指します。		
	アンケート指標（市民が思う割合）	現状値（H18）	目標値（H23）
	安心して子どもを産み育てることができる環境が整っている	43.5%	50～70%

現況と課題

本市の出生数は平成 13 年の 3,829 人から平成 16 年には 3,594 人となり、少子化対策は緊急の課題となっています。

世帯構成の変化、女性の社会進出や就業形態の多様化などにより、家庭や地域社会における子育て環境は急激に変化しており、地域社会全体で子育てを支えていくことが必要です。

保育に対する保護者のニーズが多様化し、安心して子どもを預けて仕事を続けることができる環境が求められています。

家庭での育児不安に悩んだりストレスを感じる親の増加とともに、児童虐待が増加しており、悩みや不安を解消するための対応が求められています。

図表

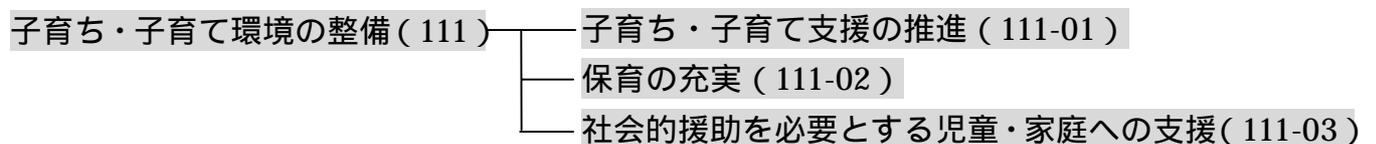
図表は別添

（出生数の推移）

（児童館・児童センター・児童クラブ登録児童数の推移）

（家庭児童相談件数と虐待相談件数の推移）

施策の体系



施 策		主担当	児童福祉課
111-01	子育て・子育て支援の推進		
施策の目標	地域における子育ての相互支援の充実や子育て支援拠点の整備などにより、社会で支える子育て・子育て環境を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
ファミリーサポートセンター会員間の育児支援活動年間件数		4,799 件	6,000 件
利用児童数の増加等により対応が必要な児童館・児童センター数		12 館	0 館

【主な取組】

地域・事業者・NPO¹・幼稚園・保育所・児童館・児童センター等との連携を強化し、子育てに関する情報提供と相談体制を充実します。(児童福祉課、保育課、施策 412-01 関連)

ファミリーサポートセンター²の機能を強化するとともに、地域子育て支援センター³やこども広場⁴の拡充により、子育ての相互支援を充実します。(保育課)

地域・学校等との連携により、放課後や週末等に子どもが安全で健やかに過ごせる居場所づくりを整備・充実します。(児童福祉課、施策 412-02 関連)

ボランティア団体や母親クラブの育成を図り、地域の大人と子どもとの世代間交流を支援します。(児童福祉課、保育課、施策 412-01、412-02 関連)

国・県・関係機関との連携のもと、市民や事業主への育児休業制度の普及と男女共同参画意識の啓発活動を推進し、仕事と子育てが両立できる環境整備を促進します。(児童福祉課、男女共同参画推進課、施策 551-01 関連)

施 策		主担当	保育課
111-02	保育の充実		
施策の目標	保育所等の適正規模・適正配置や保育サービスの充実などにより、仕事と子育ての両立を支援し、地域における子育ての専門機関としての先導的役割を担います。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
延長保育の実施園数		47 園	53 園
一時保育の実施園数		8 園	11 園

【主な取組】

保育需要に応じた保育所等の適正規模・適正配置を推進するとともに、市立保育所の民営化を進め、民間活力を活用して保育サービスの向上を図ります。(保育課)

延長保育・一時保育・病後児保育などの保育サービスを充実します。(保育課)
 子どもの発達に関する幼稚園・保育所と保健所との連携を強化し、子どもの健全育
 成のための相談体制と情報提供を充実します。(保育課、健康課、施策 411-01 関連)
 幼稚園・保育所・小学校の連携を強化し交流を推進するとともに、幼稚園と保育所
 の一元化に向けた体制の整備を図ります。(保育課、学校教育課、施策 411-01 関連)

施 策		主担当	児童福祉課
111-03	社会的援助を必要とする児童・家庭への支援		
施策の目標	ひとり親家庭等の自立支援、児童虐待防止対策などにより、子どもの健全育成と生活の安定を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
児童扶養手当を受けていない世帯の割合		36%	36%
児童虐待相談年間件数		188 件	80 件

【主な取組】

母子家庭等への資金の貸付など経済的な支援や相談体制の充実を図るとともに、就
 労・技能習得などの自立支援対策を促進します。(児童福祉課)
 関係機関による児童虐待防止のためのネットワークを活用し、保護者等への身近な
 相談・支援体制を強化することにより、児童虐待の予防と早期発見を図ります。(児
 童福祉課)

政策 1-2 生きがいのある豊かな高齢社会の形成

基本施策 1-2-1 高齢者福祉サービスの充実

		主担当	保健福祉部
121	保健・医療・福祉の一層の連携により、高齢者が必要なときに必要なサービスを利用でき、住み慣れた地域で認め合い支え合いながら心豊かに暮らせるまちを目指します。		
	アンケート指標（市民が思う割合）	現状値（H18）	目標値（H23）
高齢者向けの福祉・介護サービスが地域で受けられる環境が整っている		41.8%	50～70%

現況と課題

世帯構成の変化やひとり暮らし高齢者の増加などにより、家庭の介護力が低下しており、介護が老後の大きな不安要因となっている中、地域で支え合う環境が求められています。

介護を必要とする高齢者の増加が心配されている中、介護予防サービスが必要な対象者を早期に把握し、認知症予防など積極的な働きかけを行う必要があります。

高齢化の進展に伴い、住み慣れた地域で安心して介護を受けながら住み続けられる基盤整備が求められています。

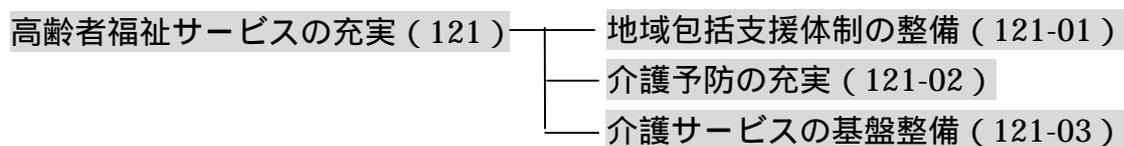
図表

図表は別添

（高齢者人口の推移）

（ひとり暮らし・在宅の寝たきり・認知症の高齢者数の推移）

施策の体系



施 策		主担当	介護保険課
121-01	地域包括支援体制の整備		
施策の目標	保健・医療・福祉の連携を強化し、高齢者を地域で支える仕組みづくりや総合相談支援体制の充実などにより、包括的・継続的に支援する環境を目指します。		
指 標 項 目		現状値（H17）	目標値（H23）
地域包括支援センター設置数		0 か所	19 か所

【主な取組】

地域包括支援センター⁵と在宅介護支援センター⁶を整備し、高齢者の虐待防止・権利擁護をはじめとする身近な地域での総合相談支援体制を充実します。（高齢者福祉課、介護保険課）

高齢者の尊厳、認知症の知識や理解を深める普及・啓発活動を充実し、地域で支え合う仕組みづくりを推進します。（高齢者福祉課、介護保険課、健康課）

地域での介護支援専門員（ケアマネジャー）⁷のネットワークの構築やケアプラン⁸指導研修会の充実を図ります。（介護保険課）

施 策		主担当	高齢者福祉課
121-02	介護予防の充実		
施策の目標	介護予防意識の普及・啓発や介護予防サービスの充実などにより、高齢者が自立して生活できる環境を目指します。		
指 標 項 目		現状値（H17）	目標値（H23）
介護・支援を必要としていない高齢者の割合（自立高齢者（元気高齢者）の割合）		82%	82%
認知症サポーター養成講座 ⁹ の修了者数（累計）		243 人	3,500 人

【主な取組】

介護予防意識の普及・啓発活動を推進するとともに、要支援・要介護状態となるおそれのある「特定高齢者」の早期把握に努め、高齢者一人ひとりの状況に応じた介護予防サービスを充実します。（高齢者福祉課、介護保険課、健康課）

日常生活支援や介護者支援、社会福祉協議会が実施する地域福祉サービスへの支援など、介護保険給付対象外のサービスを充実します。（高齢者福祉課、介護保険課）

いつまでも元気でいられるよう、介護予防に向けた健康教育・健康診査や運動器の機能向上対策等を推進します。（介護保険課、健康課）

施 策		主担当	介護保険課
121-03	介護サービスの基盤整備		
施策の目標	多様なニーズに応じた介護サービスの基盤整備を推進することにより、要支援・要介護状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を目指します。		
指 標 項 目		現状値（H17）	目標値（H23）
認知症高齢者グループホーム数		14 か所	28 か所
小規模多機能型居宅介護事業 ¹⁰ の登録者数		0 人	750 人

【主な取組】

デイサービス¹¹やショートステイ¹²などの在宅サービス基盤を充実するとともに、介護を受けながら住み続けられる住まいとして、認知症高齢者グループホーム¹³などの充実を図ります。（高齢者福祉課、介護保険課）

増加している認知症高齢者やひとり暮らし高齢者に対し、日常生活圏域ごとのサービス基盤の整備を促進します。（高齢者福祉課、介護保険課）

介護サービスの質的な向上に向けて、サービス事業者への指導・助言を強化するとともに、介護サービス内容や事業者に関する情報を積極的に提供します。（介護保険課）

的確な財政推計に基づく介護保険料の適正・公平な賦課と収納率の向上に努め、介護保険の健全な財政運営を図ります。（介護保険課）

基本施策

1-2-2 高齢者の社会参加の促進

主担当 保健福祉部

122	高齢者が持てる力に依じて、それぞれの経験と知識をいかしながら、地域の中で積極的に社会的役割を果たすことができ、生きがいの持てる活力あるまちを目指します。		
	アンケート指標（市民が思う割合）	現状値（H18）	目標値（H23）
高齢者が地域社会でいきいきと活躍できる環境がある		34.6%	50～70%

現況と課題

高齢化の進展に伴い、定年を迎える団塊の世代¹⁴をはじめ、元気な高齢者が地域で活躍できるよう、世代間交流や社会参加への支援が必要です。

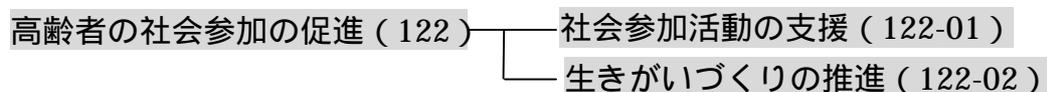
図表

図表は別添

（元気高齢者の推移）

（高齢者人口の推移）

施策の体系



施 策		主担当	高齢者福祉課
122-01	社会参加活動の支援		
施策の目標	高齢者の地域における主体的な活動を支援することにより、地域社会で高齢者の経験と知識をいかせる環境を目指します。		
指 標 項 目		現状値（H17）	目標値（H23）
老人大学園修了生のうち地域活動をしている者の割合		73%	80%

【主な取組】

社会との交流やボランティア活動などへの高齢者の参加を促進することにより、地域における支え合いの環境づくりと自発的な活動を支援します。（高齢者福祉課、施策 412-02 関連）

公共交通機関の利用を促進し、高齢者の積極的な社会参加を支援します。（高齢者福祉課）

職業相談の実施などにより、高齢者の就業機会拡大を支援します。（産業政策課、施策 551-01 関連）

施 策		主担当	高齢者福祉課
122-02	生きがいづくりの推進		
施策の目標	健康づくり・生きがいづくりのための拠点の整備・充実により、高齢者がいきいきと生活できる環境を目指します。		
指 標 項 目		現状値（H17）	目標値（H23）
生きがいづくり講座年間受講者数		42,668 人	51,438 人
シニアアクティブルーム講座終了後に自主グループで活動している者の割合		40%	70%

【主な取組】

老人福祉センター・ふれあい交流ひろば・シニアアクティブルーム¹⁵ など、高齢者の活動を支援する拠点づくりを推進します。（高齢者福祉課）

老人大学園や老人福祉センターなどの講座内容の充実を図るとともに、各種イベントの開催や自主グループ活動を支援します。（高齢者福祉課）

政策 1-3 自分らしく生きられる社会の形成

基本施策 1-3-1 障害者（児）福祉の充実

		主担当	保健福祉部
131	障害のある人もない人も互いを尊重した支え合いのもと、障害者が自らの意思で選択・行動し、その能力を最大限に発揮しながら、自分らしく自立して暮らせるまちを目指します。		
	アンケート指標（市民が思う割合）	現状値（H18）	目標値（H23）
障害者が暮らしやすく社会参加しやすい環境が整っている		18.7%	25～50%

現況と課題

障害者数は年々増加し、また、障害者の高齢化や障害が重度化・重複化する中、障害と障害者への理解を一層深めるとともに、多様化するニーズに対応していく必要があります。

公共施設等のバリアフリー¹⁶化はまだ十分ではなく、障害者や高齢者などすべての人が安心して行動できるまちづくりが必要です。

障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスの主体的選択や在宅生活・自立生活への支援に重きが置かれる中、きめ細かな対応が求められています。

図表

図表は別添

（障害者手帳等所持者数の推移）

（障害者自立支援法のしくみ）

施策の体系



施 策		主担当	障害福祉課
131-01	障害者理解・社会参加の促進		
施策の目標	障害と障害者に関する理解の促進やスポーツ・芸術文化活動の振興などにより、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合う社会を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
一般企業の障害者雇用率		1.64%	1.80%

【主な取組】

障害のある人とない人とが、互いに理解し合い、尊重し、助け合って生きる「心のバリアフリー」を促進するための広報・啓発活動を推進します。(障害福祉課)
 スポーツ・レクリエーション教室、障害者スポーツ大会や文化芸術祭等の開催を支援し、積極的な社会参加を促進します。(障害福祉課、施策 441-01 関連)
 障害者をはじめとするすべての人が使いやすいユニバーサルデザイン¹⁷の理念の普及・啓発を推進します。(障害福祉課、施策 612-01 関連)
 事業所への啓発や福祉・教育など関係機関等との連携により、障害者雇用の促進を図ります。(障害福祉課、産業政策課、施策 551-01 関連)

施 策		主担当	障害福祉課
131-02	障害福祉サービスの充実		
施策の目標	身近な地域におけるサービス拠点の基盤整備、給付内容の充実などにより、障害者が自ら必要とする障害福祉サービスを利用しながら自立して生活できる環境を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
障害者のグループホーム ¹⁸ 等で受入可能な定員数		270人	628人
居宅介護等の年間利用時間数		84,768時間	118,128時間

【主な取組】

一人ひとりのニーズに対応した日中活動サービス¹⁹・居住支援サービス²⁰を身近な場所で提供できる仕組みづくりを推進します。(障害福祉課)
 障害者が地域で暮らし続けられるよう、居宅介護(ホームヘルプ)²¹・ショートステイなどの介護給付、就労継続支援・自立訓練などの訓練等給付の充実を図ります。(障害福祉課)
 身近な地域におけるサービス拠点づくりやNPO等によるサービスの提供など、地域の既存資源を有効活用した基盤整備や活動を支援します。(障害福祉課)

施 策		主担当	障害福祉課
131-03	地域生活支援の充実		
施策の目標	障害者を地域全体で支えるネットワークの確立、相談支援体制の整備、コミュニケーション手段・移動の支援などにより、ライフスタイルに応じて地域で支え合う環境を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
地域活動支援センター設置数		0 か所	18 か所
手話奉仕員養成講座修了者数 (累計)		139 人	184 人

【主な取組】

障害者の地域における自立を支えるネットワークを構築し、障害福祉サービスの利用に向けた支援などの相談・情報提供体制を整備するとともに、虐待防止・権利擁護の取組を推進します。(障害福祉課)

障害者に対し創作的活動や生産活動の機会等を提供する地域活動支援センター²²の整備を促進します。(障害福祉課)

障害者との円滑な意思疎通を仲介するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣などコミュニケーション手段の確保と外出のための移動を支援します。(障害福祉課)

自立した生活を営むために必要な日常生活用具を給付するなど、障害者の在宅生活を支援します。(障害福祉課)

障害児を一時的に預かる体制を充実し、障害児を持つ親の子育てを支援します。(障害福祉課)

施 策		主担当	健康課
131-04	早期療育体制・教育の充実		
施策の目標	障害の発生予防の啓発、早期発見と早期療育 ²³ の充実、育成支援体制の整備などにより、障害児の能力と可能性を伸ばせる環境を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
障害の早期発見と早期療育のための乳幼児健康診査 (1歳6か月児健康診査) の受診率		94.2%	100%
障害児等の幼稚園・保育所における在園率		2.6%	4.0%

【主な取組】

障害の早期発見のための乳幼児健康診査を充実するとともに、障害の発生要因や健康管理の知識普及を図り、障害の発生予防に努めます。(健康課)

医師による専門的診断、発達相談員や保健師などによる保健相談を充実し、障害の早期発見と早期療育を図ります。(健康課)

幼稚園・保育所・小学校・中学校において、障害のある子どもとない子どもが、自然に接することのできる育成支援体制を整備します。(保育課、学校教育課、施策 411-03 関連)

障害児が能力と可能性を伸ばし、自立するための基礎が身につくような療育の充実と保育・教育を受ける環境を整備します。(障害福祉課、保育課、学校教育課、施策 411-03 関連)

基本施策

1-3-2 地域福祉社会の実現

主担当	保健福祉部
-----	-------

132	住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市民・事業者・NPO・行政等の連携・協働 ²⁴ のもとに、認め合い支え合う地域福祉社会の実現を目指します。		
	アンケート指標（市民が思う割合）	現状値（H18）	目標値（H23）
	地域や隣近所で互いに支え合い助け合う関係が築かれている	42.1%	50～70%

現況と課題

少子・高齢化の進展、世帯構成やライフスタイルの変化等により、助け合える近隣関係が少なくなる中、地域で支え合う地域福祉社会の実現が求められています。
 ボランティア活動への意識が高まる中、地域福祉活動への参加を促進し、身近な地域の課題を解決する仕組みづくりが求められています。

図表

図表は別添

（地域福祉サービスの利用会員数・協力会員数・実施時間の推移）

施策の体系

地域福祉社会の実現（132）—— 地域福祉の推進（132-01）

施 策		主担当	厚生課
132-01	地域福祉の推進		
施策の目標	各地区での地域福祉活動計画 ²⁵ 策定や支え合い活動への支援などにより、市民・事業者・NPO・行政等の連携・協働のもとに、認め合い支え合う地域福祉社会を目指します。		
指 標 項 目		現状値（H17）	目標値（H23）
地域福祉活動計画策定地区数		2 地区	30 地区

【主な取組】

地域に根ざした様々な課題・ニーズを発見し、地域の支え合い活動に結びつけるとともに、地域福祉活動への地域住民の参加を促進する地域福祉ワーカーの各地区への設置を支援します。（厚生課）

地域や学校でのあらゆる学習機会を通じて、一人ひとりの人権意識・福祉意識の醸成と広報・啓発活動を推進します。（厚生課、学校教育課、人権同和教育課）

各地区ごとに住民主体でつくる地域福祉活動計画の策定を支援します。（厚生課、施策 021-01 関連）

地域福祉を推進する拠点づくり、組織の充実・強化、人材の育成の支援により、市民・地域福祉団体・ボランティア・行政等の連携・協働による地域の支え合い活動を促進します。（厚生課、施策 021-01 関連）

基本施策 1-3-3 **生活保障の確保**

主担当	保健福祉部
-----	-------

133	生活に困窮している世帯が、法に基づく最低限の生活支援を受けることができ、経済的な自立に向けて安心して暮らせるまちを目指します。		
	指 標 項 目	現状値 (H17)	目標値 (H23)
	生活保護率 (人口 1,000 人当たり)	3.7‰	5.1‰

現況と課題

生活の保障を必要とする人が増加している中、生活保護等を円滑かつ適正に実施する必要があります。

図表

図表は別添

- (生活保護世帯数と保護人員の推移)
- (生活保護扶助費別支出状況の推移)

施策の体系

生活保障の確保 (133) ——— 生活の安定と自立 (133-01)

施 策		主担当	厚生課
133-01	生活の安定と自立		
施策の目標	生活に困窮している世帯に対する生活保護の実施や中国帰国者等への生活相談・就業支援などにより、法に基づく最低限の生活の安定と自立を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
生活保護自立更生率		7.7%	7.7%

【主な取組】

世帯の実情に即した生活保護の適正な運用を図ります。(厚生課)

ケースワーカー・民生委員・児童委員・関係機関等との連携により、自立へ向けた生活相談や指導を適切に実施します。(厚生課)

中国帰国者等が地域の生活に慣れるよう、関係機関・団体と連携した生活相談・生活指導や就業支援により、経済的・社会的自立を支援します。(厚生課)

政策 1-4 安心して暮らせる生涯健康づくりの推進

基本施策 1-4-1 保健衛生の充実

		主担当	保健福祉部
141	幼年期から高年期までそれぞれのライフステージに応じた健康づくりを通じて、市民一人ひとりが主体的に健康の保持・増進に取り組み、良好な生活衛生水準のもと、生涯にわたって健やかに暮らせるまちを目指します。		
	アンケート指標（市民が思う割合）	現状値（H18）	目標値（H23）
健康相談や市民健診など健康づくりを支援する環境が整っている		67.3%	70%以上

現況と課題

市民の健康に対するニーズが多様化・高度化している中、保健所の機能を充実する必要があります。

食生活・喫煙・飲酒・運動不足などの生活習慣に起因した糖尿病・がん・脳血管疾患等が増加している中、ライフステージに応じた健康づくりを社会全体で支援する必要があります。

食品や医薬品などの安全性に対する関心が高まる中、迅速な情報提供や監視体制の強化など生活衛生の充実が求められています。

斎場の老朽化が進み、また、高齢化の進展に伴う火葬需要の増加が予想されており、新斎場の建設が必要となっています。

図表

図表は別添

（主な死因別割合の推移）

（市民健康診査受診率の推移）

施策の体系



施 策		主担当	健康課
141-01	健康づくり活動の支援		
施策の目標	保健センターの相談・指導体制の充実、家庭・学校・職場等での健康教育などにより、市民が主体的に健康づくりに取り組める環境を目指します。		
指 標 項 目		現状値（H17）	目標値（H23）
集団健康教育・総合健康相談の実施回数		1,222 回	1,900 回

【主な取組】

健康相談や健康診査等の身近な保健サービスを提供する地域拠点である保健センターを整備し、相談・指導体制を充実します。（健康課）

市民一人ひとりの健康づくりへの意識の高揚と啓発を図り、地域主体の健康づくり活動を支援します。（健康課、施策 441-01 関連）

幼稚園・保育所・学校・職場等との連携のもとに、食育や運動指導などの一貫した健康教育を推進し、乳幼児期から健康的な生活習慣が身につくように支援します。（健康課、保育課、施策 411-04、441-01 関連）

施 策		主担当	健康課
141-02	保健・予防対策の推進		
施策の目標	保健指導の推進や生活習慣病 ²⁶ 等の早期発見・早期治療のための各種検診の充実などにより、一人ひとりのライフステージに応じた疾病の予防と健康の増進を目指します。		
指 標 項 目		現状値（H17）	目標値（H23）
市民健康診査の受診率		46.3%	60%
大腸がん検診の精密検査受診率		63.2%	100%

【主な取組】

妊産婦と乳幼児の健康診査・歯科健診・保健指導等の母子保健を充実します。また、関係機関との連携強化と相談体制の充実により、乳幼児虐待の防止と早期発見に努めます。（児童福祉課、健康課）

生活習慣病やがんなどの早期発見・早期治療のための健康診査や各種がん検診等の検診体制と検診内容を充実します。（健康課、環境衛生試験所）

身体活動・運動の促進、歯周疾患予防、栄養改善、生活習慣病の予防と改善を図ります。（健康課）

結核やH I V・エイズ²⁷をはじめとする感染症の予防とまん延を防止するため、予防啓発や予防接種を推進します。また、感染症発生時に備えた体制を充実します。（健康課、環境衛生試験所）

心の健康についての知識を高め、啓発活動を推進するとともに、相談体制を充実します。(健康課)

施 策		主担当	生活衛生課
141-03	生活衛生の推進		
施策の目標	食品・医薬品の安全と衛生に関する知識の普及・啓発や検査・調査体制の充実などにより、健康的で安心して暮らせる環境を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
長野市産の食品の規格基準・指導基準の不適合率		3.1%	2.0%
食品・医薬品・細菌の検査可能項目数		4,064 項目	5,000 項目

【主な取組】

食品の安全に関する消費者啓発や情報提供を推進し、製造・流通・販売に至る各段階での監視・指導を強化するとともに、食品の検査・調査体制を充実します。(生活衛生課、環境衛生試験所)

医薬品販売店の監視・指導と医薬品・家庭用品の検査体制を充実します。(生活衛生課、環境衛生試験所)

旅館業・公衆浴場業・理美容業・クリーニング業等への監視・指導と経営相談を充実し、衛生水準の向上と自主管理体制の確立を促進します。(生活衛生課)

周辺市町村の斎場との連携を図るとともに、人生の終焉の場にふさわしい斎場運営に努めます。また、既存斎場の老朽化と将来の火葬需要に対応するため、周辺環境に配慮した新斎場の建設を推進します。(市民課)

基本施策

1-4-2 地域医療体制の充実

主担当

保健福祉部

142	信頼される地域医療と救急体制のもと、だれもがいつでも身近な地域で安心して、質の高い医療が受けられるまちを目指します。		
	アンケート指標（市民が思う割合）	現状値（H18）	目標値（H23）
	専門医療や救急医療を受けられる体制が整っている	52.4%	70%以上

現況と課題

医療ニーズの多様化・高度化など医療を取り巻く環境が変化している中、相談や情報提供を通じて、信頼される地域医療と救急体制が求められています。

医療技術が高度化している中、地域の中核病院としての長野市民病院の役割が高まっています。

将来にわたり持続可能な医療保険制度の確保に向けた改革が行われている中、国民皆保険の基盤となる国民健康保険の安定的運営が求められています。

図表

図表は別添

（長野市急病センター利用者と年齢別利用状況の推移）

（国民健康保険医療費総額等の推移（総額、一人当たり医療費、被保険者数、収納率））

施策の体系



施 策		主担当	長野市保健所総務課
142-01	医療提供体制の整備		
施策の目標	医療関係機関や医療機関等との連携や医療提供体制の充実などにより、信頼される地域医療と救急体制を確立します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
医療に関する相談年間処理件数		122 件	800 件

【主な取組】

医師会・歯科医師会・医療機関との連携により、救急医療体制の整備・充実を図ります。特に、効果的な小児救急医療体制の充実に努めます。(長野市保健所総務課)
 院内感染の防止など適正かつ安全な医療を確保するための医療機関への立入検査等指導を強化するとともに、医療に関する相談窓口としての医療安全支援センターを整備し、地域医療の充実に努めます。(長野市保健所総務課)
 地域の中核病院として長野市民病院において、がんを中心とした高度医療を推進するとともに、救急医療を充実します。(市民病院課)
 中山間地域における医療提供体制を維持するため、直営診療施設の適切な運営を図ります。(国民健康保険課)

28

施 策		主担当	国民健康保険課
142-02	公的医療保険等の充実		
施策の目標	国民健康保険の安定的な運営や障害者等に対する福祉医療の充実などにより、安心して医療を受けられる公的医療保険等の維持・充実を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
国民健康保険料の収納率		92.52%	93.46%

【主な取組】

国民健康保険の安定的運営に向けて、疾病の予防・早期発見や適正受診の啓発などによる医療費の適正化を図るとともに、保険料の適正な賦課と収納率の向上に努めます。(国民健康保険課)
 老人保健医療制度の安定的な運営に努めるとともに、医療費の適正化を図ります。(高齢者福祉課)
 障害者等が安心して医療を受けられるよう、医療費の自己負担を軽減するための福祉医療制度の充実を図ります。(厚生課)

政策 1-5 人権を尊ぶ明るい社会の形成

基本施策 1-5-1 人権尊重社会の実現

主担当 教育委員会事務局

151	すべての人が人間として尊重され、心豊かな生活を送ることができるよう、あらゆる差別のない明るい社会の実現を目指します。		
	アンケート指標（市民が思う割合）	現状値（H18）	目標値（H23）
生まれや育ちにより差別されない平等な地域社会が築かれている		54.9%	70%以上

現況と課題

差別や偏見は、今なお解消されておらず、すべての人が共に生きる社会を築いていく上で重要な課題となっており、人権を尊重する意識を高めることが必要です。

国籍による差別や子ども・高齢者・障害者への虐待など、新たな人権問題が生じており、教育・啓発活動を一層推進していくことが必要です。

図表

図表は別添

（身の回りの差別に関する意識調査結果）

施策の体系

人権尊重社会の実現（151）——— 人権尊重の推進（151-01）

施 策		主担当	人権同和教育課
151-01	人権尊重の推進		
施策の目標	家庭・学校・地域・職場等あらゆる場で、人権教育・啓発活動を推進するとともに、人権問題に対応する相談支援体制を充実することにより、差別のない社会を目指します。		
指 標 項 目		現状値（H17）	目標値（H23）
人権教育に関する地区人権同和教育促進協議会研修会への年間参加者数		18,500 人	19,100 人

【主な取組】

人権教育・啓発活動の指導者の養成や人権教育推進団体等の育成など、人権尊重社会の実現に向けた総合的な取組を推進します。（人権同和対策課、人権同和教育課）
 家庭・学校・地域・職場等あらゆる場や機会を通じて、人権啓発活動を推進し、外国人・子ども・高齢者・障害者などあらゆる人権を尊重する意識の向上を図ります。（人権同和教育課）
 幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校における一貫した人権教育を推進し、差別に気づき、差別に打ち勝つ力を育成します。（人権同和教育課）
 法務局や人権擁護委員等との連携を強化し、人権に関する啓発・相談体制を充実します。（人権同和対策課）

基本施策

1-5-2 男女共同参画社会の実現

		主担当	生活部
152	男女が、対等なパートナーとして、共に責任を分かち合い、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。		
	アンケート指標（市民が思う割合）	現状値（H18）	目標値（H23）
男女が尊重しあい、等しく参加・活躍できる地域社会が築かれている		43.4%	50～70%

現況と課題

社会通念・慣習等、人々の意識の中に依然として男女の能力や役割に対する固定的な考え方が残っている中、誤った性別意識の是正が求められています。

法律・制度面では働く女性の環境は徐々に改善されているが、賃金格差や昇給・昇進などに依然として男女格差がある中、女性が働き続けるための一層の環境整備が求められています。

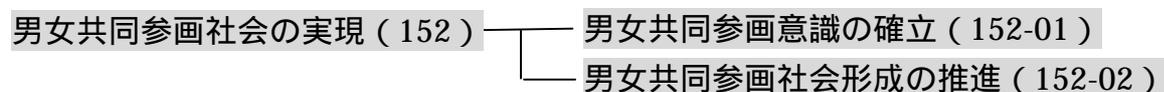
図表

図表は別添

（「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方についての意識調査結果）

（女性が仕事を続ける上で問題となる点についての意識調査結果）

施策の体系



施 策		主担当	男女共同参画推進課
152-01	男女共同参画意識の確立		
施策の目標	家庭・学校・地域・職場等あらゆる場面で、男女平等の意識啓発活動を推進するとともに、相談支援体制を充実することにより、社会的・後天的な要因に基づく誤った性別意識のない社会を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
「男は仕事、女は家事・育児」という固定的な性別役割分担の意識を持つ市民の割合		57.8%	50.0%

【主な取組】

男女平等の視点での社会制度・慣行の見直し、講演会・講座等の開催や広報活動など、男女共同参画に関する一層の意識啓発活動と教育を推進します。(男女共同参画推進課、施策 011-01 関連)

女性相談所等との連携により、女性に対する暴力の根絶に向けた対策や被害者救済対策を推進するとともに、性の尊重への意識啓発活動を充実します。(男女共同参画推進課、児童福祉課)

男女共同参画センターの機能充実など、相談体制を充実します。(男女共同参画推進課)

施 策		主担当	男女共同参画推進課
152-02	男女共同参画社会形成の推進		
施策の目標	女性も男性も共にいきいきと暮らしていくため、就業条件等の環境整備や政策・方針決定の場への女性参画を推進し、家庭・地域活動と職業生活を両立できる社会を実現します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
審議会等への女性の参画率		36.0%	40.0%

【主な取組】

男性の家事・育児・介護の各種講座等の開催や男女共同参画市民推進員の活動支援などを通じて、家庭・地域活動での男女共同参画を促進します。(男女共同参画推進課)

男女の職域の拡大を図るとともに、育児・介護休業制度や再雇用制度など労働環境の整備を促進するため、企業に対する啓発活動を推進します。(男女共同参画推進課、施策 551-01 関連)

市の審議会等委員や管理職など政策・方針決定の場への女性の参画を推進します。(男女共同参画推進課、施策 011-01 関連)

1 NPO

「非営利組織 (Non-Profit Organization)」の略。市民が自発的につくったボランティア団体や市民活動団体を含む民間非営利組織の総称。そのうち、特定非営利活動促進法 (NPO法) により認証されたものを特定非営利活動法人 (NPO法人) という。

2 ファミリーサポートセンター

育児の援助を受けたい人と提供したい人が会員となり助け合う、子育ての相互援助活動を目的とした会員制の組織

3 地域子育て支援センター

子育て家庭に対する育児相談や子育てサークルなどへの支援、子育てに関する広報啓発や情報収集・提供などを行う拠点

4 こども広場

主に0歳から3歳までの乳幼児とその保護者の遊びと交流の広場。子育てに関する相談や各種講座・イベントも開催している。

5 地域包括支援センター

介護保険の介護予防ケアマネジメント (介護予防支援)・総合相談支援・地域ケア支援や高齢者の虐待防止・権利擁護など地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援する拠点

6 在宅介護支援センター

地域の身近な相談窓口として、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、関係機関との連絡調整を行うほか、地域の高齢者の実態を把握する等、地域ケアの拠点となる地域包括支援センターを補完する役割を担う拠点

7 介護支援専門員 (ケアマネジャー)

保健・医療・福祉の各分野の経験者で、県が行う介護支援専門員実務研修受講試験に合格し実務経験を修了した専門員のこと。介護が必要な高齢者について、介護サービス計画を作成し、これに基づいて行われる訪問介護 (ホームヘルプサービス) や通所介護 (デイサービス) 等のサービスの利用状況、利用者の状態の変化を把握しながら、サービスの組み合わせを調整する役割を担う。

8 ケアプラン

在宅で介護が必要と認定された者が、心身の状況、本人・家庭の希望にあわせて、利用するサービスの種類や内容を定めた計画。自宅で暮らしながらサービスを利用する場合に作成する居宅サービス計画と施設入所してサービスを利用する場合に作成する施設サービス計画がある。

9 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、認知症になってもだれもが安心して暮らせるまちを地域住民の手でつくっていくことを目的に開催する講座。この講座を受講し、自分のできる範囲で認知症高齢者を応援するボランティアのことを認知症サポーターという。

10 小規模多機能型居宅介護事業

在宅での生活継続を支援するため、通いを中心として、介護が必要な者の様態や希望に応じて、訪問・宿泊などを組み合わせながら、入浴・排泄・食事等の介護などのサービスを提供する事業

11 デイサービス

障害者や介護が必要な高齢者が、日帰りで通い、他の利用者と一緒に、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練などのサービスを受けること。

12 ショートステイ

障害者や介護が必要な高齢者が、施設に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練などのサービスを受けること。

13 認知症高齢者グループホーム

介護の必要な認知症高齢者に対して、共同生活をし、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練などのサービスを提供する施設

14 団塊の世代

1947～49年生まれの世代を指す。

15 シニアアクティブルーム

中心市街地において、老人福祉センター等の機能をもつ高齢者の活動を支援する拠点。講座・イベントの開催、自主グループの支援・促進などさまざまな活動を行う。

16 バリアフリー

障害者や高齢者等が日常生活を送る上で、段差などの物理的な障壁をはじめ、社会的・制度的・心理的に障害となるものを除去すること。

17 ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢等に関係なく、はじめからすべての人にとって利用しやすいまちづくり・ものづくり・環境づくりを行っていきこうという考え方

18 障害者のグループホーム

複数の障害者が、地域社会の中にある住宅（アパート・マンション・一戸建て等）において、日常生活上の援助を受けて共同で生活する施設

19 日中活動サービス

障害者が自立した日常生活や社会生活ができるように、身体機能や生活能力向上のための訓練、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練、入浴・排泄・食事等の介護や創作的活動等の機会の提供など昼間の活動を支援するサービス

20 居住支援サービス

夜間や休日に入浴・排泄・食事等の介護を受けながら共同生活を行うケアホーム、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を受けながら共同生活を行うグループホーム、低額な料金で居室等を提供し日常生活に必要な支援を行う福祉ホームなど、地域生活を支援するサービス

21 居宅介護（ホームヘルプ）

障害者が、自宅で入浴・排泄・食事等の介護を受けること。

22 地域活動支援センター

創作的活動・生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設。地域住民ボランティアの育成、相談支援等を行う型、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを行う型、小規模作業所の型に類型される。

23 療育

障害児の可能な限りの回復と発達の促進を図るため、医療・保健・心理・教育・福祉などが連携し、障害児や障害児を取り巻く環境（家庭・施設・地域社会など）に対して総合的に支援を行うこと。

24 協働

市民と行政等の各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。

25 地域福祉活動計画

地区の課題やニーズに応じた支え合い活動を推進するため、多様な住民の参加により策定される地域福祉の計画

26 生活習慣病

食習慣・運動習慣・休養・喫煙・飲食等の生活習慣が、疾病の発症・進行に關与する病気の総称。心疾患・脳卒中・糖尿病など

27 HIV・エイズ

HIVはヒト免疫不全ウイルスのこと。HIVに感染し、身体を病気から守る免疫系が破壊されて抵抗力が低下し、様々な感染症にかかったり、悪性腫瘍を起こしやすくなる容体をエイズ（後天性免疫不全症候群）という。現在は様々な治療により、HIVに感染していても、エイズの発症を抑えることができるようになりつつあり、早期診断・早期治療が大切である。

28 医療安全支援センター

身近な地域において医療に関する患者の苦情や相談等に迅速に対応する相談体制を整備し、患者・家族等と医療機関との信頼関係の構築に取り組んでいくため、医療法で都道府県や保健所設置市などに設置することとされている施設

2 豊かな自然環境と調和した潤いあるまち 【環境分野】

政策 2-1 豊かな自然環境の保全と創造

基本施策 2-1-1 総合的・計画的な環境対策の推進

		主担当	環境部
211	市民一人ひとりの高い環境意識のもと、地球環境を思いやる人づくりを推進し、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化等による環境への影響を低減するまちづくりを目指します。		
	アンケート指標（市民が思う割合）	現状値（H18）	目標値（H23）
地域・企業・行政が一体となった地域全体の環境保全が行われている		30.4%	50～70%

現況と課題

温暖化や酸性雨等の地球規模での環境問題が発生している中、市民・事業者・行政の各主体の協働¹による対策が求められています。

様々な資源などの消費が環境に多大な負荷をかけていることから、市民一人ひとりの地球を思いやる行動が求められています。

図表

図表は別添

（ながの環境パートナーシップ会議の活動への年間参画者数の推移）

（市主催の環境学習会・自然観察会の年間参加者数の推移）

（エコクラブ登録数の推移）

施策の体系



施 策		主担当	環境管理課
211-01	協働による取組の推進		
施策の目標	市民・事業者・行政の協働体制の強化や、市民・事業者の自主的な活動や取組への積極的な支援を通じて、環境に対する理解の浸透を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
ながの環境パートナーシップ会議の活動への年間参加者数		1,676 人	3,000 人
ながのエコ・サークル ² 認定数 (累計)		131 件 (H18)	175 件

【主な取組】

ながの環境パートナーシップ会議³等を通じ、市民・事業者・行政が協働して環境の保全や創造に向けて取り組みます。(環境管理課)

温暖化対策のため、自動車や冷暖房の使用をできる限り控えるなど、二酸化炭素等の排出削減に対する市民一人ひとりの率先した取組を促進します。(環境管理課)

地域自治組織やボランティア団体等、環境保全活動を推進する団体や組織を育成・支援します。(環境管理課)

施 策		主担当	環境管理課
211-02	環境教育と環境学習の推進		
施策の目標	あらゆる機会を通じた啓発や環境教育・環境学習を行うことにより、市民や事業者の環境に対する責任と自覚を促し、環境対策への意識と能力の向上を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
こどもエコクラブ ⁴ 会員数		255 人	560 人
市主催の環境学習会・自然観察会の年間参加者数		257 人	400 人

【主な取組】

子どもから大人までを対象に、学校教育や生涯学習等のあらゆる機会を通じた環境学習を充実します。また、観察会等の体験的な学習を通じ、自然やものを大切にすることを育成します。(環境管理課、施策 411-02、523-02 関連)

環境教育・環境学習の拠点を整備するとともに、環境保全活動等の中心となる指導者を育成します。(環境管理課)

環境に関する様々な情報を積極的に発信・提供し、情報の共有化を推進します。(環境管理課、環境衛生試験所)

日々の生活が環境にどの程度負荷をかけているか知るための環境家計簿の普及を図るとともに、学校における環境マネジメントシステム⁵である長野学校版環境マネジメントシステムの導入を検討します。(環境管理課、施策 411-02 関連)

基本施策 2-1-2 **良好な自然環境の確保**

主担当	環境部
-----	-----

212	豊かな自然環境のもとに多様な生態系が健全に維持され、きれいな水や大気、身近な緑とのふれあいがあるまちづくりを目指します。		
	アンケート指標（市民が思う割合）	現状値（H18）	目標値（H23）
	豊かな自然と触れ合える場所が豊富にある	68.2%	70%以上

現況と課題

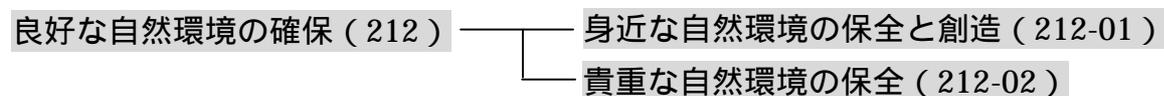
本市は豊かな自然や多様な動植物に恵まれており、その尊さを理解し、次の世代に引き継いでいく取組が必要です。

自然環境に対する意識の高まりに伴い、里山や河川等の存在価値が見直されている中、原生的な自然や身近な自然を保全・創造する必要があります。

図表

図表は別添
（耕地面積の推移）

施策の体系



施 策		主担当	環境管理課
212-01	身近な自然環境の保全と創造		
施策の目標	市民・事業者・行政の協働により、里山や河川等の身近な自然環境の保全と創造を目指します。		
指 標 項 目		現状値	目標値（H23）
ホテルを見かけることがある市民の割合		17.3%（H18）	30%

【主な取組】

- 暮らしに密接なかかわりのある里山や身近な自然環境等を保全・整備します。（環境管理課、施策 523-01 関連）
- 河川や緑地等が本来有する様々な機能を保全することにより、生物の種や個体の多様性や連続した生育空間を確保します。（環境管理課）
- 優良農地の保全を図り、耕作放棄地の発生防止と解消に努めます。（農政課、農業委員会事務局、施策 521-01 関連）
- 中山間地域が有する環境や防災等の多面的な機能の保持を図ります。（農政課、施策 522-01 関連）

施 策		主担当	環境管理課
212-02	貴重な自然環境の保全		
施策の目標	原生林とそれに連続する自然環境の保全や希少動植物を保護することにより、次世代へ継承すべき多様で豊かな生態系の維持を目指します。		
指 標 項 目		現状値（H17）	目標値（H23）
希少動植物の保護対象種数（累計）		2種	6種

【主な取組】

- 豊野・戸隠・鬼無里・大岡地区において希少な野生動植物の生息・生育状況に関する調査を実施し、保護する必要のある種を把握します。（環境管理課）
- 「大切にしたい長野市の自然⁶」（長野市版レッドデータブック）の調査結果や自然環境保全推進委員、市民からの情報に基づき、保護対策が必要な種を保護します。（環境管理課）
- 多様な生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種の移入防止について、啓発活動を行うとともに、適正な駆除を実施します。（環境管理課）
- 継承すべき貴重な財産であり、長年にわたり育まれてきた原生林とそれに連続する自然を保全します。（環境管理課）

政策 2-2 資源が循環する環境共生都市の実現

基本施策 2-2-1 省資源・資源循環の促進

		主担当	環境部
221	市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じ、ごみの発生・排出抑制、再資源化や省エネルギーを促進することで、環境に負荷をかけない資源が循環する環境共生都市 ⁷ の実現を目指します。		
	アンケート指標（市民が思う割合）	現状値（H18）	目標値（H23）
資源のリサイクルやごみの減量化に対する取組が盛んである		68.8%	70%以上

現況と課題

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動が環境に負荷をかけていることから、ライフスタイルを見直し、資源を有効に活用することが求められています。

エネルギー需要が増加する中、省エネルギーの取組や環境への負荷が少ない新エネルギー⁸等の活用が必要です。

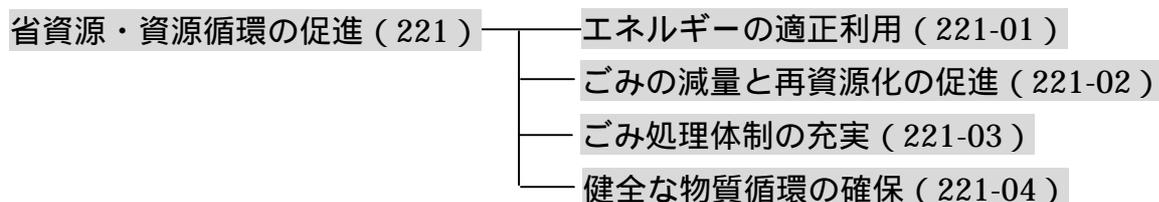
ごみの分別収集の徹底等により再資源化は進んでいますが、限りある資源の有効利用を図るため、3R⁹による、より一層のごみの減量に取り組む必要があります。

図表

図表は別添

- （ごみのリサイクル率の推移）
- （ごみの収集・搬入量の推移）
- （市民一人当たりの家庭系一般廃棄物の可燃ごみ量の推移）

施策の体系



施 策		主担当	環境管理課
221-01	エネルギーの適正利用		
施策の目標	公共施設をはじめ、家庭や事業所における省エネルギーを促進するとともに、積極的に新エネルギー等を活用することにより、限りある資源の有効利用を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
太陽光発電量 (住宅用) (累計)		3,565 kW	8,800 kW
太陽光発電量 (公共施設・事業所等) (累計)		87 kW (H16)	1,500 kW

【主な取組】

啓発活動や具体的な取組事例などの情報提供により、家庭や事業所等における省エネルギーを促進します。(環境管理課)

新エネルギーの導入を促進するための普及啓発や幅広い情報を提供するとともに、太陽光や水力等の活用を支援します。(環境管理課)

E S C O事業¹⁰の導入により、長野運動公園総合運動場等の公共施設における省エネルギーに積極的に取り組むとともに、新エネルギー設備を率先して導入します。(環境管理課)

施 策		主担当	環境第一課
221-02	ごみの減量と再資源化の促進		
施策の目標	市民一人ひとりの「もの」を大切にできる意識のもと、ごみになるものを減らし、繰り返し使えるものは使い、資源として再生利用すること(3R)により、ごみの減量と再資源化の促進を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
市民一人当たりの家庭系一般廃棄物の可燃ごみ量		164 kg	160 kg
年間の事業系一般廃棄物の可燃ごみ量		47,558 t	42,000 t
家庭系一般廃棄物の可燃ごみに占める生ごみの割合		50%	40%

【主な取組】

市民・事業者・行政が一体となったごみの発生・排出抑制を誘導する仕組みをつくり、3Rによるごみの減量と再資源化を促進します。(環境第一課)

ごみの分け方や排出時間等のごみ出しルール徹底のためのPRを推進します。(環境第一課)

家庭の可燃ごみに多く含まれる生ごみについて、自家処理等の資源化対策をさらに推進します。(環境第一課)

事業所の可燃ごみについては、事業者への啓発・指導の強化や紙類等の分別の徹底により、減量化を推進します。(環境第一課)

ごみの減量と資源の再利用に向け、ごみ排出量に応じた負担の公平化や市民の意識

改革にもつながる、家庭のごみ処理の有料化を検討します。(環境第一課)

施 策		主担当	環境第一課
221-03	ごみ処理体制の充実		
施策の目標	資源循環に配慮したごみ焼却施設等の建設や、地域での資源循環の取組を支援することにより、環境にやさしいごみ処理体制の充実を目指します。		
指 標 項 目		現状値	目標値 (H23)
生ごみ等を地域内で再資源化する取組を行っている市民団体数 (累計)		1 団体 (H18)	3 団体

【主な取組】

効率性の視点からごみ処理の広域化が必要であるため、長野広域連合が設置するごみ焼却施設の建設を推進します。(環境第一課)

市が処理できない廃棄物を市有施設で受け入れ、処理事業者へ引き渡すまでの処理体制を確立することにより、市民の利便性の向上を図ります。(環境第一課)

ごみの分別や排出が困難な高齢者や障害者等が分別・排出しやすいごみ収集体制を検討します。(環境第一課)

市民団体(NPO¹¹)等が地域内で生ごみ等の資源循環を図るための取組に対して支援します。(環境第一課)

施 策		主担当	環境管理課
221-04	健全な物質循環の確保		
施策の目標	雨水や未利用の木材を有効に利活用することにより、水や木質資源の適正な循環の確保を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
家庭での雨水貯留施設による貯留量 (累計)		396,000 ㍓	936,000 ㍓

【主な取組】

水資源の有限性について、市民の関心を高めるための啓発活動を実施します。(環境管理課、水道局総務課)

雨水等の保水・浸透機能を高める雨水貯留施設¹²の設置を支援し、河川流域における水循環を安定的に確保します。(河川課)

主に廃棄物として処理されてきた有機物を資源として利用・循環させる仕組みの拡充と展開を図ります。(環境管理課)

政策 2-3 良好な生活環境の形成

基本施策 2-3-1 生活環境の保全

		主担当	環境部
231	地球環境問題を視野に入れ、廃棄物の適正処理や公害防止意識の高揚を図ることにより、清潔で快適な生活環境の実現を目指します。		
	アンケート指標（市民が思う割合）	現状値（H18）	目標値（H23）
騒音や悪臭がなく快適に暮らせる地域が保たれている		63.5%	70%以上

現況と課題

廃棄物の不法投棄が増加する中、環境美化意識の高揚や捨てられにくい環境づくりが必要です。

騒音や自動車の排出ガス等による大気汚染等、生活に起因する生活型公害¹³が増加傾向にあり、抑制に向けた取組が求められています。

大気や水質の状況については目立った環境悪化はないものの、更なる良好な生活環境の形成のため、環境基準を維持していく取組が必要です。

図表

図表は別添

（大気中の二酸化窒素の平均濃度の推移）

（公害苦情件数の推移）

（中小河川のBOD¹⁴の推移）

施策の体系



施 策		主担当	廃棄物対策課
231-01	適正な廃棄物の処理の推進		
施策の目標	産業廃棄物処理業者や一般廃棄物処理業者等に対する監視や指導などにより廃棄物の適正処理を図るとともに、パトロール等を実施し、不法投棄のない美しい生活環境を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
年間の一般・産廃処理業者等への立入検査実施数		747 件	915 件

【主な取組】

産業廃棄物・一般廃棄物の処理業者や処理施設に対する計画的な立入検査や監視・指導を充実します。また、排出者責任の原則に基づき、排出事業者への指導・啓発を充実します。(廃棄物対策課)

環境美化意識の啓発と捨てられにくい環境づくりを推進するとともに、監視体制の充実により、不法投棄の未然防止を図ります。(廃棄物対策課、環境第一課)

まちの美観を損なう放置自動車や放置自転車の未然防止と適切な処理を図ります。

また、ポイ捨て防止など生活環境を保全する規制を検討します。(環境管理課)

公共下水道等の普及により、し尿の収集量が減少しているため、広域のかつ効率的なし尿処理事業を推進します。(環境第二課)

施 策		主担当	環境管理課
231-02	公害防止対策の充実		
施策の目標	大気・水質・騒音等に関する環境基準の達成・維持や、生活騒音等の防止に向けた啓発により、健康で安全な生活環境の形成を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
年間の公害の苦情件数		208 件	140 件
大気汚染に係る二酸化窒素濃度の環境基準適合割合		100%	100%

【主な取組】

工場や事業所に対する規制基準遵守のため、指導と立入検査等を強化します。(環境管理課、環境衛生試験所)

日常生活に起因する悪臭や騒音等の生活型公害については、発生源に対して指導するとともに、苦情に対する相談体制を充実します。(環境管理課)

大気汚染・水質汚濁・騒音等の監視や検査により公害の未然防止を図ります。(環境管理課、環境衛生試験所)

地下水の揚水量の把握や監視により地盤沈下の未然防止に努めます。(環境管理課)

市民生活や動植物の生育にも影響を及ぼすおそれのある、不適切な夜間照明(光害)の対策を推進します。(環境管理課)

基本施策 2-3-2 上下水道等の整備

		主担当	水道局
232	ライフライン ¹⁵ として重要な上下水道等を計画的・効率的に整備し、安全で快適な生活環境の形成を目指します。		
	アンケート指標（市民が思う割合）	現状値（H18）	目標値（H23）
生活廃水や汚水の処理が、適切に行われている		71.3%	70%以上

現況と課題

水道はほぼ全世帯に普及しており、より一層安全で安定した給水体制を維持していく必要があります。

下水道等の普及率は平成17年度末現在81.5%となっており、全戸水洗化と効率的な維持管理を進める必要があります。

図表

図表は別添
（下水道事業等の推移）

施策の体系



施 策		主担当	配水管理課
232-01	安全でおいしい水の安定的な供給		
施策の目標	計画的な水道施設を整備しながら、日常生活に必要不可欠な水の安全で安定的な供給を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
配水ブロック化 ¹⁶ の実施率		23.3%	87.7%
老朽管解消率		37.6%	73.7%

【主な取組】

水道水源である表流水¹⁷や地下水等を有効に活用するとともに、配水区域のブロック化により安定給水を図ります。(配水管理課、水道局サービスセンター)

水質検査体制の充実と水質管理の徹底を図るとともに、鉛給水管のポリエチレン管への計画的な取替により、水道水の安全性の向上を図ります。(浄水課、水道局サービスセンター)

老朽化した施設の更新や漏水防止対策を行うとともに、水道施設や設備の耐震性の向上を図ります。(配水管理課、施策 311-01 関連)

施 策		主担当	業務課
232-02	公共下水道等の普及促進		
施策の目標	全戸水洗化を目指した公共下水道等の整備により、水質の保全と衛生的な生活環境の形成を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
下水道等の普及率		81.5%	93.7%

【主な取組】

公共下水道を効率的かつ計画的に整備し、処理区域の拡大を図ります。(業務課、下水道建設課)

下水道整備済み地区においては、各戸の水洗化が早期に行われるよう、普及啓発活動を強化します。(業務課)

公共下水道及び農業集落排水区域¹⁸外の地域を中心に合併処理浄化槽¹⁹を普及促進するとともに、適正な維持管理のための啓発活動を推進します。(環境第二課)

公共下水道等の施設の適切な維持・更新と耐震性の向上を図ります。(農業土木課、下水道建設課、下水道施設課、施策 311-01 関連)

基本施策 2-3-3 緑化・親水空間の充実・創造

主担当	都市整備部
-----	-------

233	生活に身近な緑化空間の充実や親水性に配慮した河川等の整備により、やすらぎを感じる空間の充実と創造を目指します。		
	アンケート指標（市民が思う割合）	現状値（H18）	目標値（H23）
	やすらぎや潤いを感じられる公園や河川が整備されている	51.3%	70%以上

現況と課題

街並みにゆとりや豊かさが求められている中、水と緑をいかした潤いとやすらぎを感じられる空間の充実を図る必要があります。

市民が公園等に求める役割が多様化する中、地域住民と一体となり、公園づくりや緑化に取り組む必要があります。

河川等については、経済性や効率性から画一的に整備していますが、今後は、河川が本来持つ自然環境や自然景観に配慮した整備が必要です。

図表

図表は別添

（都市公園等面積の推移）

（都市公園等の状況）

施策の体系



施 策		主担当	公園緑地課
233-01	豊かな緑化空間の充実		
施策の目標	市民の緑化意識の高揚を図るとともに、豊かな自然環境に調和した質の高い緑化を推進し、緑や花々にふれることのできる空間の充実を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
市民一人当たりの都市公園面積		7.04 m ²	7.48 m ²
都市公園面積 (累計)		268.62 ha	285.5 ha

【主な取組】

優れた緑化活動や花づくりを表彰する「ながの花と緑大賞」等の開催により、緑化の普及・啓発と緑化意識の高揚を図ります。(公園緑地課)

市民の積極的な参画のもとでの公園整備等により、地域住民と一体となった緑化を推進します。また、地域住民と連携を図りながら、公園・緑地・街路樹等の維持管理を行い、緑化空間を適正に維持します。(公園緑地課)

市街地に点在するオープンスペース²⁰を利用したポケットパーク²¹を整備するとともに、ヒートアイランド現象²²の緩和にも役立つ市街地緑化を推進します。(公園緑地課)

里山や河川の緑と市街地の街路樹や公園による緑のネットワークを形成し、生態系の連続性の確保を図ります。また、工場や事業所等に緑化を義務付け、緑化を促進します。(公園緑地課)

災害時における避難場所や火災の延焼防止等の機能を備えた公園や緑地を整備します。(公園緑地課、施策 311-01 関連)

施 策		主担当	河川課
233-02	潤いある親水空間の創造		
施策の目標	河川等がもつ環境面での多様な機能に配慮し、市民が水に親しみながら、自然環境を学習できるような親水空間の創造を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
多自然型河川 ²³ の整備延長		3,118m	3,950m

【主な取組】

河川や水路等を自然環境や水辺の生きものとふれあえることのできる、親水性に配慮した空間として整備します。また、水辺の重要性に関する意識の高揚を図ります。(河川課)

生態系に配慮した整備や、地域住民との協働による維持・管理を進め、かんがい用のため池を水に親しむことのできる空間として充実を図ります。(農業土木課)

基本計画 【環境分野】

1 協働

市民と行政等の各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。

2 ながのエコ・サークル

ごみの減量・リサイクルの推進により、環境保全に配慮した事業活動等に取り組む事業所を認定する長野市独自の制度。事業所の申請に基づき取組状況の審査後、ゴールド・シルバー・ブロンズの3段階のランクに認定する。

3 ながの環境パートナーシップ会議

市民・事業者・行政が連携し、協働のもとに環境共生のまちづくりを率先・実行する組織

4 こどもエコクラブ

幼児から高校生まで、誰でも参加できる環境活動のクラブ

5 環境マネジメントシステム

組織の活動によって生じる直接的・間接的な環境への負荷を低減するよう、環境への影響を管理し、継続的に改善する仕組み

6 大切にしたい長野市の自然

市民の協力を得ながら、豊野・戸隠・鬼無里・大岡地区を除く地域における「絶滅のおそれがある動植物」を中心にまとめた冊子

7 環境共生都市

人が多様な自然や生物と共に生きられる環境への負荷が少ない都市

8 新エネルギー

自然の力を利用したり、今まで使われずに捨てていたエネルギーを有効使用する新しいエネルギーのことであり、具体的には太陽光発電、太陽熱利用、バイオマス・エネルギー等がある。

9 3R

リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つのRの総称であり、ごみを減らし、使える物は繰り返し使い、ごみを資源として再生利用すること。

10 E S C O (エスコ) 事業

Energy Service Company の略。ビルや工場などの建物のエネルギーを効率よく使用するために、事業者が省エネルギー診断から施工、導入設備の運転管理までのサービスを提供することで、一定のエネルギーの削減を保證するもの

11 N P O

「非営利組織(Non-Profit Organization)」の略。市民が自発的につくったボランティア団体や市民活動団体を含む民間非営利組織の総称。そのうち、特定非営利活動促進法(NPO法)により認証されたものを特定非営利活動法人(NPO法人)という。

12 雨水貯留施設

雨水を貯め、流出を抑制する施設。貯めた雨水を樹木・草花や庭への散水に利用することにより、自然な地下浸透の効果もある。

13 生活型公害

近隣騒音・生活雑排水による河川・湖沼の汚染等の都市活動や生活に密接に関係する公害のこと。

14 B O D

生物化学的酸素要求量。河川の水質を示す指標であり、河川水や工場廃水、下水等に含まれる有機物

基本計画 【環境分野】

による汚濁の程度を示すもの

15 ライフライン

電気・ガス・水道や電話など、日常生活の機能を保つ生命線

16 配水ブロック化

水量・水圧・水質の安定、災害発生時における迅速な対応や水道管路の維持管理の効率化を図るため、市内をブロックに区画割りするもの

17 表流水

河川や湖沼の水のように表地面にあるもの。取水が容易で量が確保しやすく、優れた水道水源のひとつである。

18 農業集落排水区域

農業集落における、し尿や生活雑排水などの汚水・汚泥・雨水を処理する施設を整備した区域

19 合併処理浄化槽

台所・風呂・洗濯などからの生活雑排水と、し尿を併せて処理する浄化槽

20 オープンスペース

敷地内の空地または公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地の総称

21 ポケットパーク

わずかなスペースを利用した小規模な公園・緑地のこと。

22 ヒートアイランド現象

都市部が周辺域より高い温度になっている現象。等温線を結ぶと島状になることに由来する。

23 多自然型河川

自然石を利用した護岸や河床の整備などにより、生物の良好な生育環境に配慮し、川が本来持つ自然環境を保全・再生することを目的とした河川

3 より安全で安心して暮らせるまち【防災・安全分野】

政策 3-1 災害に強いまちづくりの推進

基本施策 3-1-1 防災対策の推進

		主担当	総務部
311	市民・地域・事業者・関係機関・行政が一体となった防災対策を推進し、地震や風水害など各種災害から市民の生命・財産を守る災害に強いまちを目指します。		
	アンケート指標（市民が思う割合）	現状値（H18）	目標値（H23）
地震や水害などに対する地域での防災体制が整っている		33.4%	50～70%

現況と課題

地震や風水害など大規模な災害が発生する中、市民の防災に対する意識を高め、地域ぐるみの防災対策が必要です。

近年の集中豪雨により、土砂崩落や浸水被害が発生しており、一級河川などの整備、土砂災害対策や雨水排水対策を進める必要があります。

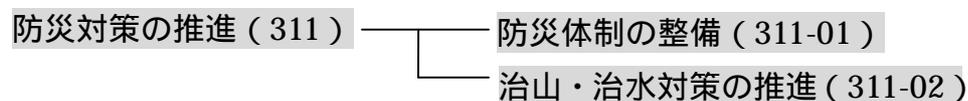
図表

図表は別添

（自主防災組織による防災訓練の実施状況）

（雨水事業整備面積の推移）

施策の体系



施 策		主担当	危機管理防災課
311-01	防災体制の整備		
施策の目標	市民の防災意識の高揚や防災機能の強化など、総合的な防災体制の整備により、災害時の被害を最小限に抑制することを目指します。		
指 標 項 目		現状値（H17）	目標値（H23）
地域防災マップ整備済地区数（累計）		0 地区	60 地区
自主防災訓練の実施率		82%	100%

【主な取組】

地域防災計画に基づく、各種災害に対する予防対策・応急対策・復旧対策を推進します。また、テロ等の武力攻撃による有事への適切な対応を図ります。（危機管理防災課）

防災に関する学習や情報提供など広報活動を行い、防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織¹による地域防災マップ²の整備や地域の特性を踏まえた訓練を促進します。（危機管理防災課、警防課）

地域住民と連携し、高齢者や障害者など災害時要援護者の支援体制の充実に図ります。（危機管理防災課、予防課、厚生課）

防災情報システムの整備・高機能化を図るとともに、自主防災組織や関係機関等との連携により、災害情報の迅速かつ確実な収集・伝達に努めます。（危機管理防災課、警防課）

大規模災害に備え、避難・医療・収容体制の整備や防災救助活動に必要な資機材・食料・医薬品等の備蓄を充実するとともに、災害時の電気・水道・ガス等のライフラインの確保体制を強化します。（危機管理防災課、配水管理課）

公共・民間建築物等の耐震・耐火対策を強化するとともに、避難や消火活動に支障がある密集住宅地域の避難場所の確保や道路の拡幅などの安全性向上対策を推進します。（建築指導課、危機管理防災課、まちづくり推進課、施策 232-01、232-02、233-01、411-04、612-02 関連）

施 策		主担当	河川課
311-02	治山・治水対策の推進		
施策の目標	森林の適切な管理・整備、河川の改修・補修、排水路などの雨水排水施設の計画的な整備により、災害の未然防止を目指します。		
指 標 項 目		現状値（H17）	目標値（H23）
雨水事業整備面積		2,205 ha	3,418 ha

【主な取組】

荒廃森林等の森林整備を計画的に進めるとともに、県等の関係機関と連携しながら、地すべりや急傾斜地等の危険箇所の監視など、土砂災害対策を促進します。（森林整備課、河川課）

千曲川や浅川など、国・県が管理する河川の総合的な治水対策の促進を、国・県それぞれに強く要望していきます。（河川課）

水路・調整池・ポンプ場等の雨水排水施設を総合的に整備し、市街地等の局地的な浸水被害の防止を図ります。（河川課）

大雨時などの雨水を一時的に貯めておく雨水貯留施設³の公共施設や一般住宅等への設置を推進します。（河川課）

基本施策 3-1-2 消防・救急・救助体制の充実

		主担当	消防局
312	方針（基本施策の目指すもの）		
	消防・救急・救助体制の充実により、複雑・多様化する火災や事故などの災害に迅速かつ的確に対応し、市民の生命・財産を守ります。		
アンケート指標（市民が思う割合）		現状値（H18）	目標値（H23）
消防や救急救命活動が、迅速かつ適切に行われている		63.4%	70%以上

現況と課題

市民や消防団と連携し、火災の未然防止や被害の軽減に取り組んでいますが、一層の火災予防活動と迅速な消火体制づくりが求められています。

救急件数の増加や災害現場での救助業務が多様化・高度化しており、救命技術の向上など救急救命活動の強化が必要です。

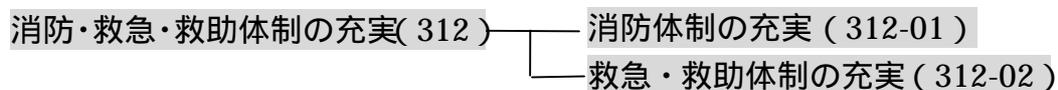
図表

図表は別添

（年間出火率（人口1万人当たりの出火件数）の推移）

（年間救急出動件数の推移）

施策の体系



施 策		主担当	消防局総務課
312-01	消防体制の充実		
施策の目標	地域・事業所・関係機関等の防災組織と連携しながら、火災予防や防火意識の高揚を図るとともに、消防施設・消防装備等の充実により、的確な消防体制を築きます。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
年間出火率 (人口 1 万人当たりの出火件数)		3.7 件	3.0 件
市民による初期消火率		66.4%	70.0%

【主な取組】

火災予防・啓発活動の実施や防災市民センターの活用等により、市民の防災意識の高揚を図るとともに、火災警報器などの住宅用防災機器の普及を促進します。

また、火災発生時の火災原因調査体制を充実します。(予防課、警防課)

事業所等における防火管理体制の充実を図るとともに、防火対象物⁴や危険物施設⁵への予防査察を充実・強化します。(予防課)

消防団員の加入を促進するとともに、消防団の施設・装備、教育・訓練を充実し、消防団活動の強化を図ります。(消防局総務課、警防課)

災害時の拠点機能の充実を図るとともに、通信施設・資機材の整備や車両の計画的な配置に努めます。(消防局総務課、警防課、通信指令課)

消防組織法の改正に伴う市町村消防の広域化方針に沿って、更なる広域化を周辺市町村と共に促進します。(消防局総務課)

施 策		主担当	警防課
312-02	救急・救助体制の充実		
施策の目標	多様化する事故や災害等の緊急事態に備えた救急・救助体制の充実、市民を対象とした応急手当の普及啓発等により、救命率の向上を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
応急手当普及員の有資格者数 (累計)		72 人	637 人
救急現場到着時間 (平均)		6 分 18 秒	5 分 43 秒

【主な取組】

救急救命士⁶・救助隊員の育成強化、高規格救急車⁷の適正な配備、救急・救助に必要な資機材の整備を図るとともに、医療機関との連携を強化します。(警防課)

応急手当普及員の養成や救命講習会の実施など、市民に対する応急手当の正しい知識と技術の普及を図ります。(警防課)

政策 3-2 より安心して暮らせる安全社会の形成

基本施策 3-2-1 日常生活の安全性の向上

		主担当	総務部
321	方針（基本施策の目指すもの）		
	市民との連携により、交通事故・犯罪の危険防止や消費生活の安全を確保するための環境づくりを推進し、より安心して暮らせる安全な社会を目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）		現状値（H18）	目標値（H23）
消費者トラブルや交通事故・犯罪の起こりにくい地域がつくられている		35.9%	50～70%

現況と課題

交通事故が多発している中、交通事故防止に向けた取組を強化し、死者・負傷者を抑制する必要があります。

多種多様な犯罪が発生し、治安に対する不安が増大しており、地域ぐるみの防犯対策を進める必要があります。

悪質商法などの消費者トラブルによる相談件数が近年急増しており、消費者意識の啓発や相談体制を充実する必要があります。

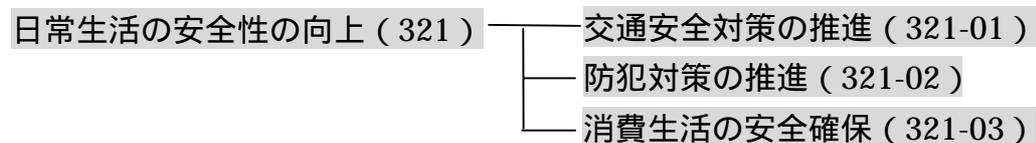
図表

図表は別添

（年間交通事故件数の推移）

（消費生活に関する年間相談件数の推移）

施策の体系



施 策		主担当	交通政策課
321-01	交通安全対策の推進		
施策の目標	市民の交通安全意識の高揚と交通環境の整備などの安全対策により、交通事故のない安全な社会を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
交通安全教育講習会の年間受講者数		6,840 人	9,000 人
交通事故による年間死亡者数		28 人	15 人

【主な取組】

幼児から高齢者に至るまで、家庭・学校・地域・職場等のあらゆる場での体験・実践型交通安全教育や広報活動を推進し、交通安全意識の高揚と交通安全マナーの向上を図ります。(交通政策課)

地域住民・関係機関・交通安全推進団体等と連携し、市民参加による交通安全対策を推進します。(交通政策課)

ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の整備、交差点改良や歩道・自転車歩行者道等の整備など道路構造の改善により、安全性の向上を図ります。(道路課、施策 612-01、622-02 関連)

違法駐車や自転車放置等の防止対策を強化し、交通渋滞等の解消と歩行者の円滑な通行の確保を図ります。(交通政策課、施策 621-02 関連)

市民との協働⁸による除雪作業の体制づくりなど、冬期の除雪対策の充実を図ります。(維持課)

施 策		主担当	地域振興課
321-02	防犯対策の推進		
施策の目標	市民の防犯意識の啓発・高揚、自主的な地域防犯活動への支援、犯罪を防止するための環境整備により、犯罪の起こりにくい社会を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
年間犯罪(刑法犯)発生件数		4,913 件	3,610 件
自主的に防犯活動を行っている団体数(累計)		69 団体 (H18)	84 団体

【主な取組】

防犯に関する啓発活動等を実施し、市民の意識の高揚を図るとともに、地域における自主的な防犯活動を支援します。(地域振興課)

地域住民・関係機関・地域防犯活動団体等と連携し、特に高齢者や子どもの安全確保に重点を置きながら、市民を犯罪から守るための防犯活動を推進します。(地域振

基本計画 【防災・安全分野】

興課、施策 412-02 関連)

警察署など関係機関に対し、犯罪・防犯に関する情報提供、相談体制やパトロール活動の一層の充実を要請していきます。(地域振興課)

防犯灯の設置などを支援し、夜間における地域住民の通行の安全確保と犯罪の防止を図ります。(地域振興課)

施 策		主担当	市民課
321-03	消費生活の安全確保		
施策の目標	急増する消費者トラブルの解消に向け、消費生活に関する消費者意識の啓発や相談・苦情処理体制の充実により、消費者の安全確保を目指します。		
指 標 項 目		現状値 (H17)	目標値 (H23)
消費生活に関する年間相談件数		5,242 件	4,500 件

【主な取組】

消費生活に関する講習会等の学習機会の充実や迅速な情報提供を行い、消費者意識の啓発を推進します。(市民課)

消費生活センター等における相談・苦情処理体制の充実を図り、振り込め詐欺・悪質商法・多重債務など、複雑・多様化する消費者トラブルに適切に対応します。(市民課)

商店や病院などで使う、はかりや市販されている食料品等が正しく計量されているかどうか、事業者への定期検査、立入検査を実施し、計量の適正化を推進します。(商工振興課)

基本計画 【防災・安全分野】

1 自主防災組織

主に自治会（区）が母体となって、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

2 地域防災マップ

自主防災組織ごとに、災害時の避難経路や危険箇所などの情報を地図上に表示したもの

3 雨水貯留施設

雨水を貯め、流出を抑制する施設。貯めた雨水を樹木・草花や庭への散水に利用することにより、自然な地下浸透の効果もある。

4 防火対象物

消防法により火災予防が義務付けられている映画館・百貨店・病院・学校・工場等の建築物などのこと。

5 危険物施設

石油類などの危険物の貯蔵施設などのこと。

6 救急救命士

病院等に傷病者を搬送するまでの間に、医師の指示の下に救急救命措置を行うことができる国家資格を有する者

7 高規格救急車

救急現場や搬送途上において、高度な応急措置を行うための資機材等を備えた救急車

8 協働

市民と行政等の各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。